

協議第 2 1 号

環境保全関係事業について（その 2）

環境保全関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

環境保全関係事業について

- 1 環境保全関係事業のうち廃棄物の処理及び清掃、ごみ収集事業については、一部事務組合に加入している間は現行のとおり継続し、脱退後、熊本市の例により統一する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(21 環境保全関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
清掃事業の取扱い					
1	合併処理浄化槽整備事業	環境保全部会	第2回	第3回 承認	
2	ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発	環境保全部会	第2回	第3回 承認	
3	環境美化活動推進事業	環境保全部会	第2回	第3回 承認	
4	廃棄物の処理及び清掃	環境保全部会	第5回		
5	ごみ収集事業	環境保全部会	第5回		
環境対策事業の取扱い					
1	人工かん養促進事業	環境保全部会	第2回	第3回 承認	
2	新世紀漱石の森づくり事業	環境保全部会	第2回	第3回 承認	
清掃事業の取扱い					
1	浄化槽保守点検業者の登録等手数料	環境保全部会	事務局		
2	し尿収集適正化事業	環境保全部会	幹事会		
3	浄化槽清掃業の許可等手数料	環境保全部会	幹事会		
4	清掃車の運行・管理	環境保全部会	事務局		
5	家電リサイクル法関係	環境保全部会	事務局		
6	資源リサイクル事業	環境保全部会	事務局		
7	その他のごみ対策	環境保全部会	事務局		
8	一般廃棄物処理業の許可等手数料	環境保全部会	事務局		
9	産業廃棄物適正処理事業	環境保全部会	事務局		
10	ごみ減量・リサイクル活動推進事業	環境保全部会	事務局		
環境対策事業の取扱い					
1	環境保全(エコライフ)に関すること	環境保全部会	事務局		
2	環境パートナーシップ形成事業	環境保全部会	事務局		
3	環境教育・学習事業	環境保全部会	事務局		
4	行政率先活動推進事業	環境保全部会	事務局		
5	自動車交通クリーン推進事業	環境保全部会	事務局		
6	大気汚染等監視啓発事業	環境保全部会	事務局		
7	地球温暖化対策事業	環境保全部会	事務局		
8	有害化学物質対策事業	環境保全部会	事務局		
9	環境総合研究所管理運営事業	環境保全部会	事務局		
10	水資源有効活用促進事業	環境保全部会	事務局		
11	かん養域保全事業	環境保全部会	事務局		
12	広域水保全対策事業	環境保全部会	事務局		
13	水質監視事業	環境保全部会	事務局		
14	水質浄化対策事業	環境保全部会	事務局		
15	水量監視事業	環境保全部会	事務局		
16	緑地樹木保全事業	環境保全部会	事務局		
17	環境保護地区保全事業	環境保全部会	事務局		
18	公共地・民有地緑化事業	環境保全部会	事務局		
19	地域緑化活動促進事業	環境保全部会	事務局		
20	緑化啓発教育事業	環境保全部会	事務局		
21	みどり推進協議会	環境保全部会	事務局		
22	緑の少年団育成事業	環境保全部会	事務局		
23	緑化関係の負担金及び会費	環境保全部会	事務局		
24	熊本市公害防止条例に関すること	環境保全部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	清掃事業	小項目名	4 廃棄物の処理及び清掃
協議内容	①可燃ごみ以外のごみ収集の回数が異なる。 ②資源物等(分別ごみ)の分別品目数が異なる。 ③大型ごみの種類(定義)、収集方法が異なる。(熊本市は 500 円または 900 円のシールを貼り、戸別の収集。植木町は戸別回収を行っておらず、一部民間委託で月1回ステーション方式収集)		
合併協議会協議結果(調整方針)	一部事務組合に加入している間は現行のとおり継続し、脱退後、熊本市の例により統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. 可燃ごみ収集運搬 一部民間委託 週2回 2. 不燃ごみ収集運搬 一部直営 月2回 3. 資源物等収集運搬 ①紙類 一部民間委託 週1回 ②資源物 びん・缶、古着、なべ類、自転車、乾電池 全部民間委託 月2回 ③ペットボトル 全部民間委託 月2回 4. 大型ごみ収集運搬 一部民間委託 戸別収集 委託業務:収集運搬 18 社 中間処理 5 社 収集運搬及び中間処理経費 平成 17 年度決算 558,951 千円 平成 18 年度決算 548,047 千円 平成 19 年度決算 516,250 千円 平成 20 年度予算 835,627 千円	1. 可燃ごみ収集運搬 一部民間委託 週2回 2. 不燃ごみ収集運搬 一部民間委託 月1回 3. 資源物等収集運搬 全部民間委託 月2回 植木町役場のみ週1回 4. 粗大ゴミ 一部民間委託 月1回 戸別回収は行っていない 可燃、不燃、粗大ゴミ一部回収運搬委託費(1社) 平成 17 年度決算 7,936 千円 平成 18 年度決算 7,936 千円 平成 19 年度決算 7,936 千円 平成 20 年度予算 7,936 千円 資源ごみ全域回収運搬委託費 平成 17 年度決算 17,800 千円 平成 18 年度決算 17,800 千円 平成 19 年度決算 17,800 千円 平成 20 年度予算 17,800 千円 役場分別収集指導委託費 平成 17 年度決算 310 千円 平成 18 年度決算 327 千円 平成 19 年度決算 341 千円 平成 20 年度予算 570 千円
相 違 点 と 課 題	①可燃ごみ以外のごみ収集の回数が異なる。 ②資源物等(分別ごみ)の分別品目数が異なる。 ③大型ごみの種類(定義)、収集方法が異なる。(熊本市は 500 円または 900 円のシールを貼り、戸別の収集。植木町は戸別回収を行っておらず、一部民間委託で月1回ステーション方式収集)	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	清掃事業	小項目名	5 ごみ収集事業
協議内容	①資源物等(分別ごみ)の分別品目数が異なる。 ②大型ごみの種類(定義)、収集方法が異なる。(熊本市は 500 円または 900 円のシールを貼り、戸別の収集。植木町は戸別回収を行っておらず、一部民間委託で月1回ステーション方式による収集)		
合併協議会協議結果(調整方針)	一部事務組合に加入している間は現行のとおり継続し、脱退後、熊本市の例により統一する。		

制 度 比 較																	
市 町 別 内 容	熊 本 市			植 木 町													
	1. 家庭ごみ用のごみ袋			1. 家庭ごみ用のごみ袋													
	・ 透明ポリ袋（市販のもの）																
	・ 平成２１年１０月１日より																
	燃やすごみを市の定期の収集により処分するとき。	特小袋（容量が５リットル相当のもの）１枚につき	４円	<table><tr><th>可燃物</th><th>容量</th><th>１ケース</th><th>１袋</th></tr><tr><td>小 １８ℓ</td><td>４,５００円</td><td>２４０円</td></tr><tr><td>中 ３０ℓ</td><td>５,２００円</td><td>２７０円</td></tr><tr><td>大 ４５ℓ</td><td>６,６００円</td><td>３３０円</td></tr></table>	可燃物	容量	１ケース	１袋	小 １８ℓ	４,５００円	２４０円	中 ３０ℓ	５,２００円	２７０円	大 ４５ℓ	６,６００円	３３０円
		可燃物	容量		１ケース	１袋											
		小 １８ℓ	４,５００円		２４０円												
		中 ３０ℓ	５,２００円		２７０円												
	大 ４５ℓ	６,６００円	３３０円														
	小袋（容量が１５リットル相当のもの）１枚につき	１２円	１ケース：１袋２０枚入りが２５袋で総計５００枚 １袋：１袋２０枚入り														
中袋（容量が３０リットル相当のもの）１枚につき	２３円																
大袋（容量が４５リットル相当のもの）１枚につき	３５円																
埋立ごみを市の定期の収集により処分するとき。	小袋（容量が１５リットル相当のもの）１枚につき	１２円		<table><tr><th>不燃物</th><th>容量</th><th>１ケース</th><th>１袋</th></tr><tr><td>小 １８ℓ</td><td>３,３００円</td><td>２８０円</td></tr><tr><td>中 ３０ℓ</td><td>４,０００円</td><td>３２０円</td></tr><tr><td>大 ４５ℓ</td><td>５,０００円</td><td>３９０円</td></tr></table>	不燃物	容量	１ケース	１袋	小 １８ℓ	３,３００円	２８０円	中 ３０ℓ	４,０００円	３２０円	大 ４５ℓ	５,０００円	３９０円
	不燃物	容量	１ケース		１袋												
	小 １８ℓ	３,３００円	２８０円														
	中 ３０ℓ	４,０００円	３２０円														
大 ４５ℓ	５,０００円	３９０円															
中袋（容量が３０リットル相当のもの）１枚につき	２３円	１ケース：１袋２０枚入りが１５袋で総計３００枚 １袋：１袋２０枚入り															
大袋（容量が４５リットル相当のもの）１枚につき	３５円																
大型ごみ受付センター			大型ごみ受付センター														
家庭から排出される大型ごみについては、事前申込制（５００円及び９００円の２種類のシールをコンビニ等で販売）で、戸別収集で行っており、大型ごみ受付センターでは、市民からの事前申込受付及び各種ごみに関する質問・相談に関する対応を行っている。			植木町には設置していない														

	2. 資源物等分別（１１品目） ・びん、缶 ・なべ類 ・古着類 ・自転車 ・乾電池 ・ペットボトル ・紙（新聞紙、チラシ ダンボール その他紙） ・白色トレ－ ・紙パック（拠点回収） 平成２１年１０月１日より ・食用油（一部市施設 平成 21 年 4 月 1 日より） ・蛍光管 ・乾燥生ごみ ・プラスチック製容器包装（平成 22 年 10 月 1 日予定）	2. 資源物等分別（１４品目） ・びん・缶 ・古着類 ・金物類 ・自転車 ・乾電池 ・蛍光灯 ・ペットボトル ・紙（新聞紙、チラシ ダンボール その他紙） ・白色トレ－ ・紙パック ごみ収集関係経費（山鹿植木広域行政組合負担金） 一般管理費 清掃費（クリーンセンター・最終処分場・リサイクルプラザ） <table><tr><td>平成 17 年度決算</td><td>323,485 千円</td></tr><tr><td>平成 18 年度決算</td><td>370,946 千円</td></tr><tr><td>平成 19 年度決算</td><td>349,039 千円</td></tr></table>	平成 17 年度決算	323,485 千円	平成 18 年度決算	370,946 千円	平成 19 年度決算	349,039 千円
平成 17 年度決算	323,485 千円							
平成 18 年度決算	370,946 千円							
平成 19 年度決算	349,039 千円							
相違点と課題	①資源物等（分別ごみ）の分別品目数が異なる。 ②大型ごみの種類（定義）、収集方法が異なる。（熊本市は 500 円または 900 円のシールを貼り、戸別の収集。植木町は戸別回収を行っておらず、一部民間委託で月 1 回ステーション方式による収集）							